

農地の無断利用を防ごう！

～農地の売買・貸借・転用には許可が必要です！～

問 農業委員会（農林課内）

☎ 0820 (79) 1002

田や畑といった農地を宅地、駐車場、進入路、資材置場等の農地以外のものにする「転用」には、町長の許可（農地の面積が4ヘクタールを超える場合は農林水産大臣の協議・許可）を受けなければなりません。また、農地に桜やクヌギ等を植林する場合も転用となり、町長の許可が必要です。（農地法第4条、第5条）

ただし、自己所有の農地の利用・保全のために必要な施設（水路、農道等）や、2アール未満の農地を自己用の農業経営施設（農舎、畜舎等）に転用する場合等は、許可が不要です。（この場合、農業委員会へ農地転用制限例外の届出を提出してください）

■農地転用の手続きは？

手続きには、次の2つのケースがあります。

- ①農地の所有者自らが、農地の転用をする場合
 - ②農地の転用を目的として、所有権や賃貸借権などの権利を移転したり設定したりする場合
- ※手続き内容によって、添付書類等提出するものが異なります。

■農地転用の判断基準は？

農地法では、優良農地を確保するとともに、農業以外の土地利用との調整を図るため、次の2つの基準により転用の可否を判断します。

- ①立地基準（申請に係る農地の営農条件や周辺の市街地化の状況から転用の可否を判断する基準）

農用区域内にある農地や集団的に存在する農地等、良好な営農条件を備えている農地については、農業用施設、集落接続の住宅等を除き、原則として転用を許可することができません。（農用区域の確

認・除外の相談は、農林課へお問い合わせください）

- ②一般基準（土地の効率的な利用の確保という観点から転用の可否を判断する基準）

農地を転用して申請に係る用途に供することが確実と認められない場合や周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれがあると認められる場合等は、転用を許可することができません。

■許可なく貸借や転用したら？

無許可で転用した場合や、許可の内容と異なる目的で転用した場合は、耕作権の保護や権利移転などの法律行為が無効になります。また、違反転用の場合は町長が工事の中止や原状回復などを命ずることができます。

転用に係る許可申請受付書や添付資料書類は、農業委員会に提出ください。手続きや疑問など不明な点は、まず農業委員会へ相談してください。

観光から島の魅力を再発見！ Discover 大島

周防大島と本州をつなぐ大島大橋
いつもは車で通り過ぎるだけの大島大橋ですが、たまには春の陽気を感じながら歩いて渡ってみませんか？

大島瀬戸に吹く潮風を体に加え、潮流の響きを聞きながら歩く1020mの道のりは、のんびりとした時間の中に意外な発見があるかもしれません。

流を体感いただけました。全長1020mの大島大橋を歩いて渡ったその後は、標高263.3mの飯の山が待っています。

大島瀬戸と大島大橋を一望できる瀬戸内ブルーのパノラマが広がる山頂展望台を目指して、春の周防大島で大島大橋ウォーキング&飯の山トレッキングにチャレンジしてみませんか？



▶大島側から大島大橋を歩くと左手に飯の山が見えてきます。

■問い合わせ

周防大島観光協会

☎ 0820 (72) 2134